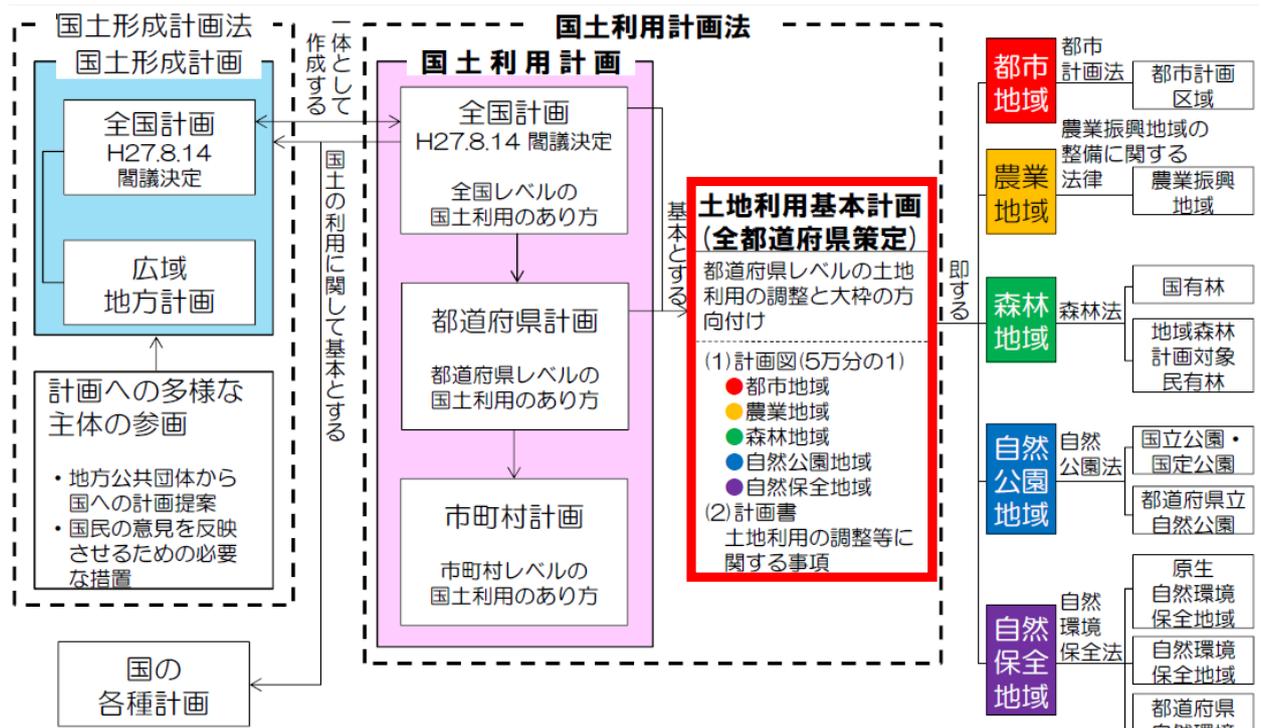


静岡県土地利用基本計画の策定概要について

知事戦略局総合計画課

国土利用の体系図



土地利用基本計画とは

土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条の規定に基づき、土地利用の調整等に関する事項について定めるものである。

●土地利用基本計画の構成

都市地域、農業地域等の五地域の範囲を図面表示した「計画図」と土地利用の調整に関する事項等を記載した「計画書」から構成

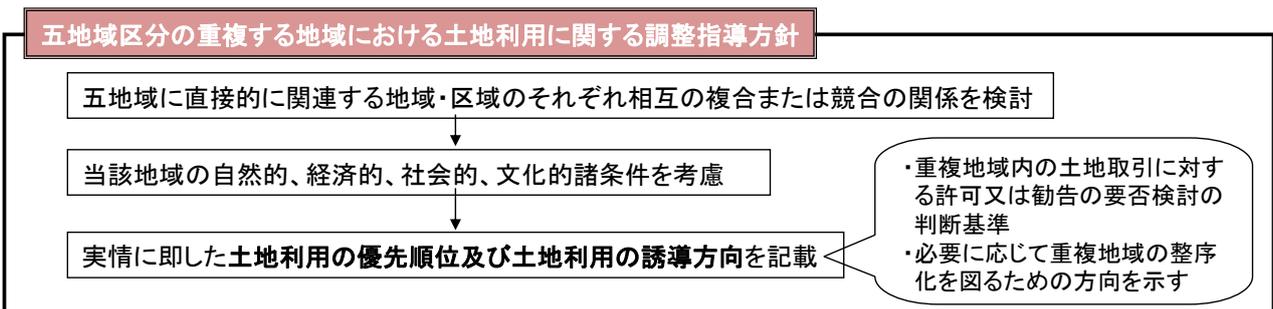
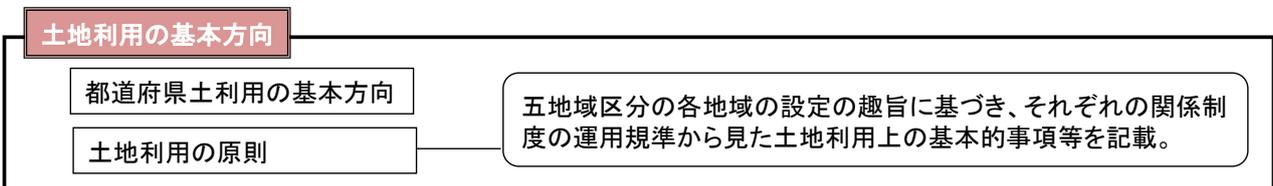


3

土地利用基本計画書

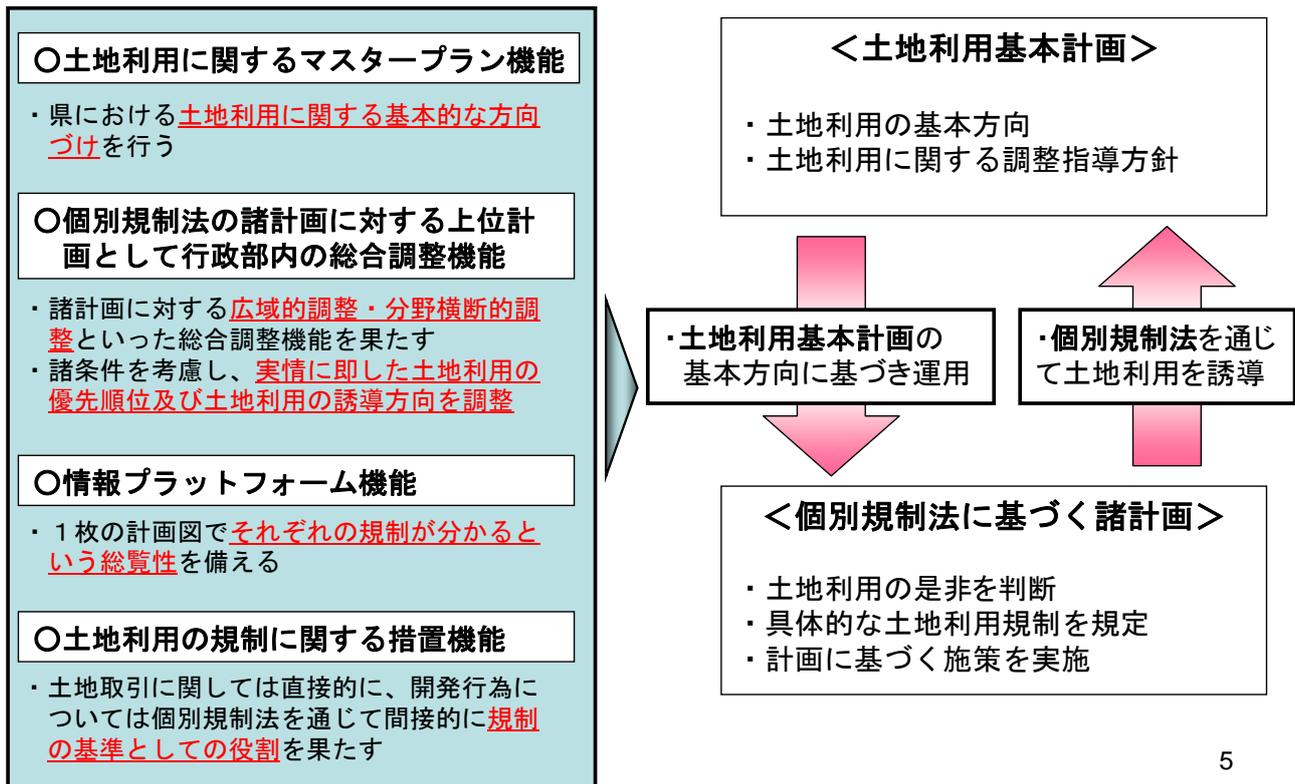
○計画書の記載事項は土地利用の調整等に関する事項について定めるとされており、都道府県のおかれている自然的、経済的、社会的及び文化的諸条件に立脚しつつ、即地的な土地利用の規制・誘導の方法等、様々な事項について定めることができる。

○計画書の内容は、国の運用指針に基づき、通例、以下のとおり。



4

土地利用基本計画の機能・役割



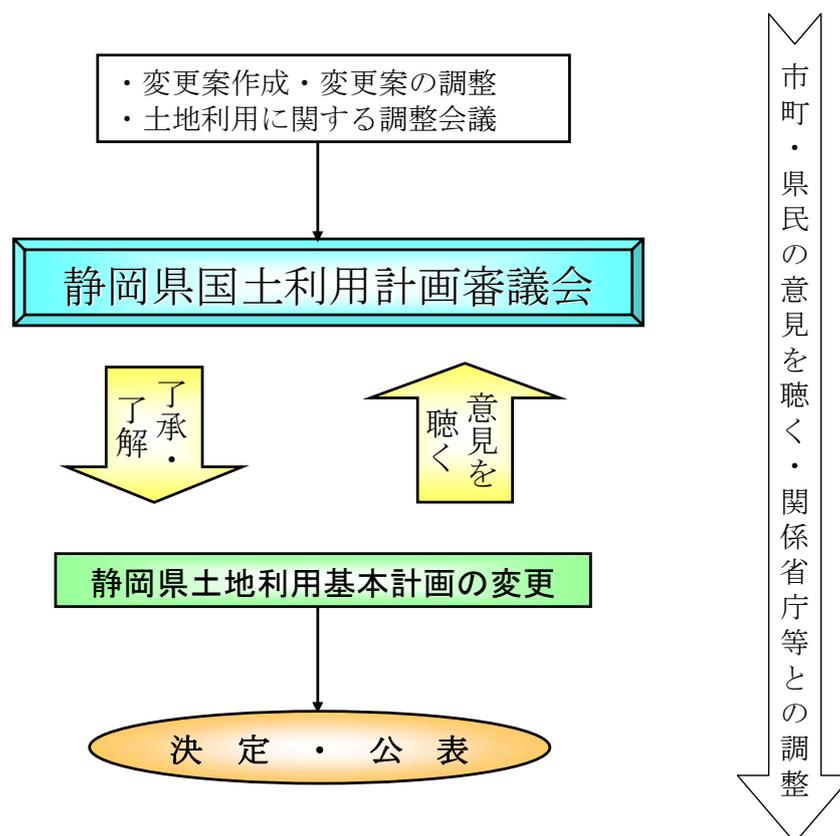
5

本県における策定状況

	年月日	変更理由
当初策定	S50. 4	
第1回変更	S55. 8	県国土利用計画の策定に伴う変更
第2回変更	S63. 3	県国土利用計画の変更に伴う変更
一部変更	H9. 3	集落地域整備法に基づく整備地区の位置づけを追記
第3回変更	H10. 3	県国土利用計画の変更に伴う変更
第4回変更	H23. 3	同上
一部変更	H25. 8	地域別の土地利用の基本方向等を追記

6

土地利用基本計画の変更手続き



7

計画の策定スケジュール

時期	項目	内容
8月7日	第1回国土利用計画審議会	素案の審議
9月～10月	市町への意見照会	
	国への意見照会	
	県民意見提出手続 (パブリックコメント)	
11月上旬	第2回国土利用計画審議会	計画案の審議
2月上旬	第3回国土利用計画審議会	最終案の審議
3月	県議会常任委員会への報告	
	計画策定・公表	

8